

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月18日
照会部署名 適用徵収支援部厚年適用支援G
照会担当者 (一般職員) 鈴木 明子
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 小林

(案件)

(受付番号) No. 2010-258	報酬及び賞与の範囲について
------------------------	---------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<報酬及び賞与の範囲について>

持ち家購入奨励のために支給される手当について、以下1・2の事例の場合、健保法3条5項及び厚年法3条に規定する「報酬」及び健保法3条6項及び厚年法3条に規定する「賞与」に含まれますか。

1. 持ち家購入者に対して、購入金額に応じて一時金が支給される。
(金額は2,000万円の物件を購入の場合 50万円程度、3,000万円の場合は70万～80万円程度の予定)
 2. 持ち家購入者に対して、購入金額に応じて「ローン補助」として5年間、一定金額が支給される。「ローン補助」という名目ではあるが、ローンを組んでなくとも支給される。
- 1・2ともに、就業規則、賃金規則による定めによるものではなく、「奨励制度」による取り決めにより支給され、勤続年数、労務実績等にはかかわりなく持ち家の購入金額に応じて支給される。当該事業所は「住宅手当」は別に支給されており「住宅手当」は休職、欠勤等勤務実績によっては減額される場合がある。会社の経費を計上するにあたっては、福利厚生費として計上予定。また1・2とも税法上では給与所得として所得税の課税の対象となっている。

2については「経常的実質的収入」と考ることができますので報酬、また1については購入金額に応じて支給されること、金額としては「お祝い金」の金額としては高額すぎると思われますので、賞与に含まれると思います。過去に事例が見あたらないこと、自社株購入の奨励金の場合、自由意志に基づき購入する場合は報酬に含まれないとおり「労務の対象として」の判断基準がわからないため、疑義照会します。報酬、賞与に含まれるかどうかと合わせて理由、判断基準についてもご教授ください。

(回答)

事業所に使用されている者が労務の対償として経常的かつ実質的に受けるものであれば、その名目が賃金、給料、俸給、手当、賞与、その他いずれであるかを問わず報酬として取扱うこととなる。

ここにいう「労務の対償」とは、被保険者が事業所で労務に服し、その対価として事業主から受ける報酬の支払いし被保険者が当該事業主より受け得る利益をいうのであって、労働とそれに対する報酬が必ずしも時間的に一致することを要せず、過去の労働と将来の労働とを含めた労働の対価として支給されるものは全て報酬の範囲に含まれることとなる。

また、その場合において、極めて少ないものになるが、大入袋や見舞金等の単なる任意的、恩恵的なものについては、報酬等の範囲から除くこととされている。

上記より、ご照会の事例については、それぞれ労働の対価として扱うべきであり、1. については「賞与」、2. については、「報酬」に含めることとなる。

回 答 日 平成22年4月6日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連 絡 先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上